

宇都宮市委託業務検査規程

平成21年9月30日

訓令第7号

(趣旨)

第1条 この規程は、市が執行する建設工事に係る地質・土質調査、測量作業、設計業務等の委託（以下「委託業務」という。）について宇都宮市契約規則（平成17年規則第12号。以下「契約規則」という。）第44条から第47条までの規定により検査員が行う検査に関し、必要な事項を定めるものとする。

(検査員)

第2条 契約規則第44条に規定する検査員は、次のとおりとする。

- (1) 専門検査員 検査室の検査監、副検査監及び市長に命ぜられた者
- (2) 特定検査員 業務担当課（課に相当するものを含む。以下同じ。）の課長
- (3) 指定検査員 業務担当課の課長補佐及び係長（その相当職を含む。）で、業務ごとに専決者に命ぜられた者

2 前項の規定により区分された検査員が行う検査は、次のとおりとする。

- (1) 専門検査員 業務委託料が300万円を超える委託業務の検査
- (2) 特定検査員 業務委託料が100万円を超え300万円以下の委託業務の検査
- (3) 指定検査員 業務委託料が100万円以下の委託業務の検査

3 第1項の指定検査員が行う検査において、当該検査員が不足する場合は、特定検査員が指定検査員の検査を行うことができる。

4 第2項の規定にかかわらず、特に専門的な知識又は技能を必要とすることその他の理由により特定検査員又は指定検査員によって検査を行うことが困難であり、又は適当でないと思われるときは、専門検査員が当該検査を行うことができる。

(検査の種類)

第3条 検査の種類は、次のとおりとする。

- (1) 完了検査 契約規則第46条第1項第1号の規定により、委託業務が完了したときに行う検査
- (2) 出来形検査 契約規則第46条第1項第3号の規定により、委託業務について部分払の必要があるときに行う委託業務の出来形を認定する検査
- (3) 一部完了検査 契約規則第46条第1項第2号の規定により、委託業務の一部が完了し、かつ、当該完了部分が可分のもので引渡しできるときに行う検査
- (4) 中間検査 委託業務の履行過程において、適正な契約の履行を確保するため必要と認められたときに行う検査

(5) その他の検査 委託業務の中止，打切り，契約の解除その他の理由により既済部分に対して行う検査で，出来形検査及び一部完了検査でないもの

(業務工程表の送付)

第4条 契約課長は，専門検査員の行う検査の対象となる委託業務（以下「検査室対象委託業務」という。）について，受託者から業務工程表の提出があった場合においては，当該業務工程表の写しを検査室に送付しなければならない。

2 受託者から提出される業務工程表が変更業務工程表である場合については，当該工程表は，業務担当課長が検査室に送付するものとする。

(一部履行届出書)

第5条 業務担当課長は，出来形検査又は一部完了検査の必要があるときは，受託者に業務一部履行届出書を提出させなければならない。

2 前項の場合において，当該業務が検査室対象委託業務であるときは，当該業務一部履行届の写しを検査執行依頼書に添えて検査室に送付しなければならない。

(完了届)

第6条 前条第2項の規定は，検査室対象委託業務に係る完了届出書が提出された場合について準用する。

(検査手続)

第7条 検査室において前2条の規定による検査執行依頼書の送付を受けたときは，速やかに契約規則第46条第1項の規定するところにより検査の日を定め，これを検査執行通知書により業務担当課長に通知しなければならない。

2 業務担当課長は，前項の通知を受けたときは，担当監督員を当該検査に立ち合わせなければならない。

3 業務担当課長は，第1項の通知を受けたときは，検査日時等必要な事項を検査日通知書により当該委託業務の受託者に通知しなければならない。

4 検査室対象委託業務以外の委託業務について業務一部履行届出書又は完了届出書の提出があった場合は，業務担当課長は，第1項の規定に準じて検査日時等必要な事項を関係者に通知しなければならない。

(資料の提出)

第8条 業務担当課長は，検査室に委託業務検査の執行を依頼する場合においては，業務報告書，成果品その他検査に必要な資料を検査執行依頼書に添えて送付するものとする。

(検査の実施)

第9条 検査員は、設計図書に基づき、あらかじめ当該委託業務の内容について把握し、契約規則第46条第3項に規定するところにより厳正かつ公正に検査するものとし、検査に必要な基準は、別に定める。

2 検査員は、中間検査を実施しようとするときは、検査実施日の前日までに検査日通知書をもって関係者に通知するものとする。

(検査の中止)

第10条 検査員は、検査の際、受託者又はその代理人若しくは使用人が検査の執行を妨げて検査を行うことができないときは、検査を中止し、直ちにその旨を上司に報告するものとする。

(検査の立会い)

第11条 検査員は、検査の実施に当たっては、関係者を立会わせなければならない。

2 専門検査員の行う検査には、当該業務担当係長が立ち会うものとする。この場合において、当該業務担当係長は、検査に必要な関係図書、測量機器具その他検査、試験に必要な機械器具等を準備又は措置するものとする。

(検査に関する助言及び指導)

第12条 専門検査員は、特に困難と認める検査又は検査方法等について、技術を掌る職員である部長等（以下「技術部長等」という。）に対し、技術上の助言及び指導を求めることができる。

2 技術部長等は、前項の規定により検査について助言及び指導を求められたときは、これに応じなければならない。

(検査の委託)

第13条 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の15第4項に規定する検査の委託に関する事務は、検査室において市長の決裁を受けて処理するものとする。

(検査報告)

第14条 検査員は、当該業務の検査をしたときは、出来形検査にあつては業務出来形調書の確認をし、その他の検査にあつては委託業務検査調書を作成して、市長に報告しなければならない。

2 検査員は、検査の結果業務の手直しを必要と認めたときは、業務手直し指示書により手直しを指示するとともに、これを前項の規定による委託業務検査調書に添えて報告しなければならない。

- 3 前項の手直しに該当する検査の結果については、当該検査を主管した課又は検査室の長（以下「検査担当課長」という。）は、第1項の検査報告後、当該委託業務検査調書及び業務手直し指示書の写しを契約課へ送付しなければならない。
- 4 前2項の規定は、検査の結果契約に違反するものがあつた場合について準用する。

（委託業務の成績評定）

第15条 監督員は、委託業務完了確認後速やかに別に定める委託業務成績採点表に基づき、厳正に次の各号に掲げる委託業務における当該各号に定める事項の評点を記入して、委託業務成績調書1部（検査室対象委託業務にあつては2部）を作成するものとする。

(1) 土木工事関係委託業務

- ア 専門技術力
- イ 管理技術力
- ウ コミュニケーション力
- エ 取組姿勢
- オ 成果品の品質
- カ 業務執行に係る過失に伴う減点
- キ 事故等による減点
- ク 瑕疵修補又は損害賠償による減点

(2) 営繕工事関係委託業務

- ア 業務の実施能力
- イ 業務の実施状況
- ウ 業務目的の達成度
- エ 事故等による減点
- オ 瑕疵修補又は損害賠償による減点

2 検査員は、完了検査終了後監督員から提出された委託業務成績調書に次の各号に掲げる委託業務における当該各号に定める事項の評点を記入して、これを市長に報告するものとする。

(1) 土木工事関係委託業務

- ア 専門技術力
- イ コミュニケーション力
- ウ 成果品の品質

(2) 営繕工事関係委託業務

業務目的の達成度

3 検査担当課長は、委託業務成績調書について検査員及び監督員の評定に基づく評価が確定したときは、その写しを契約課に送付しなければならない。ただし、次条の規定により委託業務成績調書の作成を要しないものにあつては、委託業務検査調書の写しを送付するものとする。

(評定の適用除外)

第16条 業務委託料が1件50万円以下の委託業務及び災害応急復旧工事に係る委託業務等緊急を要する委託業務については、前条に規定する委託業務成績調書の作成は、要しないものとする。

(検査事務の整理)

第17条 検査担当課長は、検査記録簿その他必要な帳簿等を備えて、検査の記録を整備しておくものとする。

(様式)

第18条 この規程に規定する通知書等の様式は、別に定める。

(補則)

第19条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成21年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行日前に契約が締結された委託業務に係る検査については、なお従前の例による。

附 則 (平成27年3月31日訓令第1号)

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行日前に契約が締結された委託業務に係る検査については、なお従前の例による。